

佐賀県告示第百五十一号

佐賀県建設工事請負契約約款（平成九年佐賀県告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第 34 条 第 8 項並びに第 45 条 第 2 項及び第 3 項中「3.6 パーセント」を「3.3 パーセント」に改める。

第 46 条 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

第 49 条 第 3 項中「3.6 パーセント」を「3.3 パーセント」に改める。